

令和 8 年度 実施設計書

審査 設計者

工事番号
(設計書コード) 38-FE250-08-02-01

委 託 名 令和8年度（市単）市道青島焼津線（瀬戸新屋）測量予備設計業務委託

路線河川名 市道青島焼津線 委 託 箇 所 藤枝市 瀬戸新屋 地内

委 託 金 額

委 託 期 間 令和 9 年 2 月 2 6 日限り

委 託 概 要	基準点測量	12	点
	現地測量	0.015	km ²
	路線測量	0.51	km
	道路予備設計 (B)	0.51	km

歩掛・単価適用年度 令和 8 年 6 月 基本単価 令和 8 年 6 月 地区コード 220 地区

起 終 点 指 定 ⇔



位置図

S=1:10,000

委託箇所

令和8年度（市単）市道青島焼津線（瀬戸新屋）測量予備設計業務委託

測量試験費内訳表（総括）

[illegible]

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量等業務委託					
- 測量業務					
- - 測量業務	式	1			
- - - 基準点測量	式	1			
- - - - 4級基準点測量（結合多角方式）	式	1			測量第 1号表
平地，都市近郊	点	12			
- - - 路線測量					
- - - - 作業計画（路線測量）	式	1			測量第 2号表
- - - - 現地踏査	業務	1			測量第 3号表
平地，都市近郊，3,000台以上/12時間	k m	0.51			
- - - - 線形決定					測量第 4号表
平地，都市近郊	k m	0.51			

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
---- 中心線測量 3,000台以上/12時間 曲線数2 平地, 都市近郊, 間隔20m	km	0.51			測量第 5号表
---- 仮BM設置測量 平地, 都市近郊, 3,000台以上/12時間当り	km	0.51			測量第 6号表
---- 縦断測量 通常測量 平地, 都市近郊, 3,000台以上/12時間	km	0.51			測量第 7号表
---- 横断測量 3,000台以上/12時間 曲線数2 幅4.5m未満 平地, 都市近郊, 間隔20m, 通常測量	km	0.51			測量第 8号表
---- 打合せ等(路線測量) 中間打合せ=2回 関係機関協議資料作成=2機関, 関係機関打合せ協議=2機関	業務	1			測量第 9号表
--- 用地測量	式	1			
---- 公図等の転写(地積測量図以外の公図等の転写)(用地測量) 都市近郊	m ²	25,500			測量第 10号表
---- 土地登記記録調査(用地測量) 都市近郊	m ²	25,500			測量第 11号表
---- 公図等転写連続図作成(用地測量)	m ²	25,500			測量第 12号表

測量試験費内訳表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
--- 現地測量	式	1			
---- 現地測量 平地, 都市近郊, 1/500, A=0.015 km ² , 通常測量	業務	1			測量第 13号表
直接作業費計					
旅費交通費(率)(区分:測量)	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接経費					
精度管理費	式	1			精度管理費明細表参照
技術管理費					

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接測量費計					
諸経費	式	1			
測量等作業価格計					

精 度 管 理 費 明 細 表

種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	精度管理費構成額×補正×施工管理数量
4級基準点測量 (結合多角方式)		点	12			
線形決定		k m	0.51			
中心線測量 3,000台以上/12時間 曲線数2		k m	0.51			
仮BM設置測量		k m	0.51			
縦断測量 通常測量		k m	0.51			
横断測量 3,000台以上/12時間 曲線数2 幅4.5m未満		k m	0.51			
現地測量		業務	1			
計						

4級基準点測量（結合多角方式）						測量第 1号表	
平地，都市近郊							
金 円	1 点当り	積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
		測量主任技師 内 業	人				1
		測量技師 内 業	人				1
		測量技師補 内 業	人				1
		測量助手 内 業	人				1
		測量技師 外 業	人				1
		測量技師補 外 業	人				1
		測量助手 外 業	人				1
		機械経費	%				

1, #等:諸経費等対象額

測量第 1号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
通信運搬費	%				
材料費	%				
小 計					
標準作業量で割る	点				
計					

作業計画 (路線測量)

測量第 2号表

作業計画（路線測量）						測量第 2号表
金 円 1 業務 当り						
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師 内 業		人				1
測量技師 内 業		人				1
測量技師補 内 業		人				1
計						

現地踏査					
測量第 3号表					
平地, 都市近郊, 3, 000台以上/12時間					
金 円 1 km 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
摘 要					
測量技師 外 業		人			1
測量技師補 外 業		人			1
機械経費		%			
材料費		%			
計					

線形決定						測量第 4号表
平地, 都市近郊						
金 円	1 km 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
測量主任技師 内 業	人				1	
測量技師 内 業	人				1	
測量技師補 内 業	人				1	
機械経費	%					
材料費	%					
計						

中心線測量 3,000台以上/12時間 曲線数2 平地,都市近郊,間隔20m 測量第 5号表 金 円 1 km 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
測量技師 内 業	人				1
測量技師補 内 業	人				1
測量技師 外 業	人				1
測量技師補 外 業	人				1
測量助手 外 業	人				1
機械経費	%				
材料費	%				
計					

仮BM設置測量						測量第 6号表	
平地，都市近郊，3，000台以上／12時間当り							
金 円	1 km当り	積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		測量技師 内 業	人				1
		測量技師補 内 業	人				1
		測量助手 内 業	人				1
		測量技師 外 業	人				1
		測量技師補 外 業	人				1
		測量助手 外 業	人				1
		機械経費	%				
		材料費	%				

1, #等: 諸経費等対象額

測量第 6号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
計					

金 円 1 km 当り 縦断測量 通常測量 平地, 都市近郊, 3, 000 台以上/12 時間 測量第 7 号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
測量技師 内 業	人				1
測量技師補 内 業	人				1
測量助手 内 業	人				1
測量技師 外 業	人				1
測量技師補 外 業	人				1
測量助手 外 業	人				1
機械経費	%				
材料費	%				

測量第 7号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
計					

横断測量 3,000台以上/12時間 曲線数2 幅4.5m未満 平地,都市近郊,間隔20m,通常測量 測量第 8号表						
金 円		1 km当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
測量技師 内 業		人				1
測量技師補 内 業		人				1
測量助手 内 業		人				1
測量技師 外 業		人				1
測量技師補 外 業		人				1
測量助手 外 業		人				1
機械経費		%				
材料費		%				

測量第 8号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
計					

金 円 1 業務 当り					
打合せ等（路線測量） 中間打合せ＝2回 関係機関協議資料作成＝2機関、関係機関打合せ協議＝2機関					
測量第 9号表					
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務着手時					
	回				
中間打合せ					
	回				
成果品納入時					
	回				
関係機関協議資料作成					
	機関				
関係機関打合せ協議 回数＝1回					
	機関				
計					

公園等の転写（地積測量図以外の公園等の転写）（用地測量）					
測量第 10号表					
都市近郊					
金 円 10000 m2 当り					
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師補	人				1 (外業)
測量助手	人				1 (外業)
測量技師補	人				1 (内業)
測量助手	人				1 (内業)
機械経費	%				
材料費	%				
計					

土地登記記録調査(用地測量)					
都市近郊					
測量第 11号表					
金 円 10000 m2 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
測量技師補	人				1 (外業)
測量助手	人				1 (外業)
測量技師補	人				1 (内業)
測量助手	人				1 (内業)
機械経費	%				
材料費	%				
計					

公園等転写連続図作成 (用地測量) 測量第 12号表

公園等転写連続図作成（用地測量）						
測量第 12号表						
金 円 10000 m2 当り						
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
測量技師補		人				1 (内業)
測量助手						1 (内業)
材料費		%				
計						

金 円 1 業務 当り 現地測量 測量第 13号表 平地, 都市近郊, 1/500, A=0.015km², 通常測量					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師 内 業	人				1
測量技師 内 業	人				1
測量技師補 内 業	人				1
測量技師 外 業	人				1
測量技師補 外 業	人				1
測量助手 外 業	人				1
機械経費	%				
通信運搬費等	%				

1, #等: 諸経費等対象額

測量第 13号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
材料費					
	%				
小 計					
上記合計に補正をかける					
計					

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務等委託					
直接人件費					
- 設計業務					
	式	1			
-- 設計業務					
	式	1			
--- 道路設計					
	式	1			
---- 道路予備設計 (B) 平地, 1 - 2 車線, 単断面, 暫定計画なし, 歩道設計あり, 施設計画なし 特殊法面設計なし, 成果品分割なし, 地盤改良設計なし					設計第 1 号表
	k m	0. 5 1			
---- 打合せ等 中間打合せ= 2 回 関係機関打合せ協議= 2 機関					設計第 2 号表
	業務	1			
直接人件費計					
直接経費					

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
旅費交通費（率）（区分：設計）					
	式	1			
電子計算機使用料					
	式	1			電子計算機使用料明細表参照
電子成果品作成費（概略・予備・詳細設計）					
	式	1			
直接経費計					
直接原価					
その他原価					
	式	1			
業務原価					
一般管理費等					
	式	1			
業務価格計					

電子計算機使用料明細表

[illegible]

道路予備設計 (B) 平地, 1 - 2車線, 単断面, 暫定計画なし, 歩道設計あり, 施設計画なし 特殊法面設計なし, 成果品分割なし, 地盤改良設計なし							設計第 1号表	
金 円	1 km 当り		積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
			設計計画	式	1			
			現地踏査	式	1			
			縦断設計	式	1			
			横断設計	式	1			
			道路付帯構造物及び小構造物設計	式	1			
			用排水設計	式	1			
			設計図及び関係機関との協議資料作成	式	1			
			用地幅杭計画	式	1			

設計第 1号表					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
概算工事費算出					
	式	1			
照査					
	式	1			
報告書作成					
	式	1			
計					

打合せ等 中間打合せ=2回 関係機関打合せ協議=2機関						設計第 2号表
金	円	1 業務 当り				
積 算 項 目			単位	数量	単 価	金 額
業務着手時			回			
中間打合せ			回			
成果品納入時			回			
関係機関打合せ協議 回数=1回			機関			
計						

令和 8 年度（市単）市道青島焼津線（瀬戸新屋）測量予備設計業務委託 特記仕様書

第 1 条（適用）

本特記仕様書は、令和 8 年度（市単）市道青島焼津線（瀬戸新屋）測量予備設計業務委託に適用する。

本業務の実施にあたっては、設計図書（図面、本特記仕様書、仕様書及びこれらに対する質問回答書等）によるものとし、これらに記載のない事項については、静岡県土木設計業務等共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）及び国土地理院「公共測量作業規程の準則」（最新版）等によるものとする。

第 2 条（業務概要）

業務場所：藤枝市 瀬戸新屋 地内

履行期間：契約締結日から 令和 9 年 2 月 26 日 まで

業務目的：本業務は、市道青島焼津線において、歩道幅員の拡幅及び乗入部の改良による歩行者の安全確保に向けた測量及び予備設計を行うものである。また、本路線が藤枝市の「自転車通行空間ネットワーク計画」に位置付けられていることを踏まえ、自転車の通行空間確保も念頭に置いた安全で快適な道路空間の創出を目的とする。

業務内容

測量業務：基準点測量（4 級基準点測量） N=12 点

路線測量（中心線測量、縦断測量、横断測量等） L=0.510km

用地測量（公図等の転写等） A=25,500m²

現地測量 A=0.015km²

打合せ等 業務着手時、中間 2 回、成果品納入時 計 4 回

関係機関協議 2 機関（島田土木事務所、警察）各 1 回

設計業務：道路予備設計（B）（歩道設置検討、比較案作成、概算工事費算出等） 1 式(L=0.510km)

打合せ等 業務着手時、中間 2 回、成果品納入時 計 4 回

関係機関協議 2 機関（島田土木事務所、警察）各 1 回

第 3 条（業務計画及び打合せ）

受注者は、業務着手前に業務計画書を作成し、監督員に提出して承諾を得ること。

業務の適切な進捗を図るため、着手時、中間時、完了時において監督員と打合せを行うこと。また、

重要な比較検討（歩道幅員、自転車通行空間の配置案等）の前後には、速やかに報告及び協議を行うこと。

打合せの記録は、受注者が打合せ簿として作成し、監督員の確認を受けること。

第4条（測量業務に関する事項）

測量作業の実施にあたっては、事前に地元自治会等への挨拶や周知を行い、トラブルの防止に努めること。作業上、やむを得ず民有地に立ち入る場合は、受注者の責任において事前に土地所有者または管理者の承諾を得ること。

現況平面図の作成にあたっては、後段の設計業務において重要となる既存の地下埋設物（上下水道、ガス、通信等）、電柱、境界杭等の位置を正確に把握し、図面に明示すること。

測量成果品（点の記等）の作成において取得した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び藤枝市個人情報保護関係例規並びに関係ガイドラインを遵守し、本業務の目的以外に使用してはならない。

第5条（予備設計業務に関する事項）

設計の基本方針

本業務における予備設計は、道路構造令、道路構造令の運用と解説（日本道路協会）、静岡県土木設計業務等共通仕様書、その他関係法令及び基準等に基づき実施すること。また、藤枝市自転車通行空間ネットワーク計画の指定路線であることを踏まえ、国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を準用し、歩行者と自転車の分離や安全確保に配慮した歩道及び自転車通行空間の配置案を検討すること。

比較検討案の作成

歩道の設置位置（両側）、幅員、自転車通行空間の形態（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在等の構造的分離・視覚的分離）について、複数案（原則3案以上）の比較検討を行うこと。比較検討においては、既存構造物（水路、電柱、地下埋設物等）への影響、接続する県道との取合、概算工事費等の観点から総合的に評価し、最適案を抽出すること。

概算工事費の算出

抽出した最適案に基づき、概算工事費を算出すること。積算の基準は、国土交通省土木工事標準積算基準及び静岡県土木工事標準積算基準書（最新版）等を使用するものとする。

第6条（安全管理）

測量及び現地調査等の現場作業にあたっては、関係法令を遵守し、作業員及び第三者の安全確保に万全

を期すこと。

作業に際して交通規制や道路の占有が必要となる場合は、所轄警察署及び道路管理者と協議の上、必要な手続きを遅滞なく行うこと。また、交通誘導員を適切に配置し、交通渋滞や事故の防止に努めること。

現場作業中に事故等が発生した場合は、速やかに監督員及び関係機関へ報告し、適切な処置を講じること。

第7条（成果品の納品）

本業務が完了したときは、成果品を完了届とともに提出する。また、甲が必要と認める成果については、業務途中においても部分提出する。

成果品および本業務にて作成した資料等は甲に帰属し、監督員の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。本業務は電子納品対象業務とし、最新のウイルス対策ソフトでチェックのうえ提出する。

【提出物】 業務報告書 A4 製本 1 部

電子データ（CD-R 等）（正）（副） 2 部

第8条（その他）

受注者は、業務上知り得た機密事項や個人情報等を第三者に漏洩してはならない。また、発注者から貸与されたデータ等は厳重に管理し、業務完了後は速やかに返却または確実な方法で破棄すること。

本特記仕様書及び設計図書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、監督員と協議の上、決定するものとする。

委託業務の品質確保における特記仕様書（標準）

本業務の品質確保を徹底するため、引渡し後の成果物の品質に関し、留意事項を定めるものです。

1 設計図書等の作成（工事関連業務）

成果物の引渡し後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合においては、原則として無償で設計図書等の作成及び修正を行うものとする。

（ア）設計と現場の乖離（設計と現場が合わない）により設計変更が生じたとき

（イ）設計の不備・誤謬等により設計変更が生じたとき

2 設計内容についての助言等（工事関連業務）

（１）重要な事項等に関しては、必要に応じて関係者へ説明を行うなど、支障が生じないよう適切に対応するものとする。

（２）成果物の引渡し後であっても、発注者が設計内容についての助言等を求めた場合においては、適切に応じるものとする。

（３）受注者は、発注者の指示において本業務に係る工事を請け負う者から協議事項や質疑事項に関して問い合わせ等があった場合、これを発注者によるものとして、誠意をもって適切に対応するものとする。

3 委託業務共通事項

（１）受注者は、成果物に契約不適合があった場合、完了検査等に合格したことをもって免れるものではないため、成果物に修正を施すなど誠実に対応するものとする。

（２）受注者は、発注者より期待した成果物と実態が乖離していると指摘を受けた場合、前項各号と同様に誠意をもって適切に対応するものとする。

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

(受注者の責務)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

個人情報取扱特記仕様書

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返済等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

10 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

11 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。